

サービス申込書

(公式参加者・法人申込版 Ver0.0)

技能五輪大会本部 : 中央職業能力開発協会(JAVADA)

スマートフォン/WiFi レンタルサービス事業者 : ジョイテル株式会社

本申込書を記入後に下記お申し込みフォームへアップロードをお願いします。
利用者のパスポート/自撮り写真と一緒に一つの圧縮ファイルにしてください。
複数の利用者をまとめてアップロードしていただくことも可能です。

サービス事象者

〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田東山ビル 7F Connect-Lounge 神田
ジョイテル株式会社

お問い合わせ
(土・日・祝日除く)

ジョイテルサポートセンター
0120-695-677
support@joytel.jp

受付時間 平日 9:30~17:30

※IP 電話、国際電話からは TEL:050-5526-2143

<https://www.joytel.jp> もご覧ください

お申し込みフォーム : <https://www.joytel.jp/worldskills2026-event-form/>

本申込書は「公式参加者・法人申込」です。

他の申込条件の場合は、サービス事業者へ連絡し、申込書の取得をお願いします。

公式参加者・法人申込【本申込書】

技能五輪大会本部に選手団(220名)として登録されており、かつ、法人で申し込みをする方が対象です。

中国スマートフォン・WiFi ルーターのレンタル利用料金(これらの料金を基本プランと呼びます)の負担はありません。

基本プラン以外の国際通話、中国お支払いアプリ利用料金等は、各利用者がサービス事業者へ支払いをお願いします。

サービス事業者への支払いは、クレジットカードもしくは請求書による銀行振込が可能です。

一般参加者・法人申込

法人で申し込みをする方が対象です。

サービス事業者へ中国スマートフォン・WiFi ルーターのレンタル利用料金等の見積りを依頼し、利用料金の確認をお願いします。

サービス事業者への支払いは、クレジットカードもしくは請求書による銀行振込が可能です。

公式参加者・個人申込

技能五輪大会本部に選手団(220名)として登録されており、かつ、個人で申し込みをする方が対象です。

中国スマートフォン・WiFi ルーターのレンタル利用料金(これらの料金を基本プランと呼びます)の負担はありません。

基本プラン以外の国際通話、中国お支払いアプリ利用料金等は、各利用者がサービス事業者へ支払いをお願いします。

サービス事業者への支払いは、利用開始前にクレジットカードを登録することによりお願いしています。

一般参加者・個人申込

個人で申し込みをする方が対象です。

サービス事業者へ中国スマートフォン・WiFi ルーターのレンタル利用料金等の見積りを依頼し、利用料金の確認をお願いします。

サービス事業者への支払いは、利用開始前にクレジットカードを登録することによりお願いしています。

中国スマートフォン・WiFi ルーター - 重要事項

中国現地で利用するスマートフォンを提供します。

中国スマートフォンの基本プランには中国国内通話 500 分、中国国内データ通信 40GByte が含まれています。

①

これらの通話時間、データ容量を超過した場合、国際電話や国際インターネット、ショートメッセージを利用した場合、何らかの理由により利用期間が延長された場合の料金は、各利用者に請求します。

中国現地で利用するポケット型 WiFi ルーターを提供します。

WiFi ルーターはデータ容量無制限です。ただし、急激なデータ容量の増加傾向が見られた場合、速度を制限する場合があります。

②

何らかの理由により利用期間が延長された場合の料金は、各利用者に請求します。

中国スマートフォン及び WiFi ルーター等の機器本体、備品を紛失、破損した場合は、各利用者はサービス事業者へ補償料金を支払うものとします。

③

中国スマートフォンには、中国現地で利用できるお支払いアプリ・アリペイがインストールされています。

④

各利用者からの依頼により、中国現地で実際にお支払いが可能となるように現金をチャージをします。

中国スマートフォン返却後、中国現地で実際に利用した料金及び手数料を各利用者に請求します。

⑤

中国スマートフォンには、各利用者が任意のアプリをインストールして利用することも可能です。利用者本人の責任により利用をお願いします。

⑥



中国スマートフォンで撮影した写真や動画等のデータは、各利用者自身が返却前に付属の USB ケーブルを用いてパソコンへ移行することが可能です。(返却後にもサービス事業者へ連絡することによりデータを取得することも可能となるためご安心ください)

⑦

中国スマートフォンに含まれている中国携帯電話番号は、必要であれば大会終了後にもそのままご利用いただくことも可能です。サービス事業者にご相談をお願いします。

中国スマートフォンレンタル/中国どこでも WiFi レンタルプラン - 手続きの手順

●ご準備いただく書類等(法人契約もしくは個人契約の場合でも同じです)

利用者本人の 本人確認資料	 <p>このページをはっきりと撮影</p> <p>日本国パスポート(カラーコピー)</p>	<p>【特に注意】必ず原本そのものを撮影してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ページの枠が途中で切れないように 文字がはっきりと見えるように(光の反射に注意) カバー類は外してください
利用者本人の 写真	 <p>本人写真(カラーコピー)</p>	<p>無地の背景を前にして肩から頭部のみを撮影してください。必ずスマホで自撮りをお願いします(申込当日に窓口で写真撮影をする代わりとなります)。</p>

※パスポートコピー/本人写真は手続きに必要な重要情報です。本資料 8 ページを参考に撮影をお願いします。

●申込からご利用開始までの手順

01 利用者本人	<p>本申込書と書類等をサービス事業者へ提出(「お申し込みフォーム」をご利用ください) お申し込みフォーム https://www.joytel.jp/worldskills2026-event-form/ 【申込期限】2026年8月31日(月) 本期限を超えて申込をする場合は、サービス事業者へご相談をお願いします。</p>
02 サービス事業者	中国スマートフォンを指定の住所へお届け(通常は出発前ミーティングでお渡し)。
03 利用者本人	<p>【中国お支払いアプリアリペイを利用する場合】 アリペイアプリへパスポートの写真を登録して本人認証を実施。 必要な金額分をチャージ依頼。 ※中国現地でも繰り返しチャージを依頼することができます。</p>
中国へ出発	
04 利用者本人	<p>中国現地にて中国スマートフォンを利用。 ※アリペイを利用した場合は、必ず中国領収書(発票)をお受け取り下さい。</p>
日本へ帰国	
05 利用者本人	<p>帰国後にスマートフォン/WiFi 等一式を返却。 ※スマートフォンで写真等を撮影した場合は、付属のケーブルでパソコンへデータを移行ができます。 ※アリペイを利用した場合は、必ず中国領収書(発票)を返却物に同封して返却をお願いします。</p>
06 サービス事業者	一式の返却を確認し、アリペイ利用料金/国際電話料金等を請求。
07 利用者本人	アリペイ利用料金/国際電話料金等の料金をサービス事業者へお支払い。

●請求・お支払いの手順

各利用者のアリペイ利用料金をサービス事業者から各利用者へ請求をします。

	クレジットカード支払いの場合	銀行振込の場合
渡航前・申込時	クレジットカードをサービス事業者へ登録	—
返却後・翌月 20 日頃	クレジットカードにより引き落とし	請求(お支払いは翌々月末まで)

サービス申込書(公式参加・法人)

申込日 年 月 日

ジョイテル株式会社 御中

サービス事業者の定める各種規定等に同意の上、下記の通り指定のサービスを申し込みます。

お申し込みサービス	<input type="checkbox"/> 中国スマートフォンレンタルプラン <input type="checkbox"/> 中国どこでも WiFi レンタルプラン
個人情報取り扱い	<input type="checkbox"/> 全体の電話帳及び LINE に氏名及び所属名を表記することに同意 <input type="checkbox"/> 中国渡航中の位置情報を本部側で確認可能とすることに同意 ※

※ 現地トラブル対応のためスマートフォン位置情報を常時取得し本部が確認可能であるようにします。同意が無い場合は機能の提供はいたしません。

●利用者情報 実際にスマートフォン/WiFi ルーターを利用する利用者の情報を記載してください。

利用者	氏名	フリガナ
	氏名(ローマ字)	(パスポートに記載された氏名を「名(GivenName)」「姓(Surname)」の順でローマ字で記載してください)
	メールアドレス	
	職種名	(6 ページ記載の職種名を記載してください。スマホの電話帳や LINE に「職種名(略称) 氏名」で登録します)
	現地宿泊先	(スマートフォンの地図アプリに宿泊先住所を登録します・本申し込み時点で未定の場合は入力不要です)

●契約・請求担当者情報 請求等に関する連絡先を記載してください。

複数のメールアドレスを登録していただくことも可能です(カンマで区切って記載してください)。

契約・請求担当者	法人・団体名	
	氏名	フリガナ
	住所	〒
	メールアドレス	
	電話番号	

●お届け先情報 **本部指定の場所以外へお届けする場合は**お届け先住所を記載してください。

本内容はそのまま宅配便に登録します。確実なお届けのため建物名等も正確に記載をお願いします。

お届け先	氏名	フリガナ
	住所	〒
	電話番号	

※職種名一覧(前ページの職種番号・職種名に記載をお願いします)

番号	職種名	職種名(略称)	番号	職種名	職種名(略称)
1	産業機械	産業機械	40	グラフィックデザイン	グラフィック
2	情報ネットワーク施工	ネット施工	41	看護/介護	看護介護
3	インテリジェントセキュリティ技術	インテリ技術	42	歯科補綴	歯科補綴
4	メカトロニクス	メカトロ	43	小売販売	小売販売
5	機械製図 CAD	機械製図	44	ビジュアル販売促進	ビジュアル
6	CNC 旋盤	旋盤	45	デジタル・インタラクティブ・メディア・デザイン	デジメディア
7	CNC フライス盤	フライス盤	46	建設コンクリート施工	建設コンクリ
8	モバイルアプリケーション開発	アプリ開発	47	パン製造	パン製造
9	業務用 IT ソフトウェア・ソリューションズ	業務用 IT	48	インダストリー4.0	インダストリ
10	溶接	溶接	49	重機メンテナンス	重機メンテ
11	ソフトウェアテスト	ソフトテスト	50	3D デジタルゲームアート	3D アート
12	タイル張り	タイル張り	51	物流貨物輸送	物流貨物
13	自動車板金	自動車板金	52	化学実験技術	化学実験
14	航空機整備	航空機整備	53	クラウドコンピューティング	クラウド
15	配管	配管	54	サイバーセキュリティ	サイバー
16	電子機器組立て	電子機器組立	55	水技術	水技術
17	ウェブデザイン	ウェブ	56	ホテルレセプション	ホテル
18	電工	電工	57	3D プリント	3D プリント
19	工場電気設備	工場電気	58	デジタルコンストラクション	デジコン
20	れんが積み	れんが積み	59	工業デザイン技術	工業デザイン
21	左官	左官	60	光電子技術	光電子
22	広告美術	広告美術	61	鉄道車輛技術	鉄道車輛
23	自律移動ロボット	自律ロボ	62	再生可能エネルギー	再生エネ
24	家具	家具	63	ロボットシステムインテグレーション	ロボシステム
25	建具	建具	64	無人航空機システム	無人航空機
26	建築大工	建築大工			
27	貴金属装身具	貴金属装身	99	JAVADA 事務局	本部
28	フラワー装飾	フラワー			
29	美容/理容	美容理容			
30	ビューティーセラピー	セラピー			
31	洋裁	洋裁			
32	洋菓子製造	洋菓子製造			
33	自動車工	自動車工			
34	西洋料理	西洋料理			
35	レストランサービス	レストラン			
36	車体塗装	車体塗装			
37	造園	造園			
38	冷凍空調技術	冷凍空調			
39	IT ネットワークシステム管理	IT ネット			

基本プラン以外の手数料/利用料金/補償料金

基本プラン以外の手数料/利用料金/補償料金を記載します。

中国スマートフォンのお支払いアプリにサービス事業者がチャージをすることにより、各利用者が中国現地でお支払いをすることができます。このお支払いアプリ利用金額は、サービス事業者から各利用者へ請求をします。実際の請求は、ジョイテルが定めた国際間為替レートにより算出して日本円で行います。

●前払式支払手段利用料及び購入手数料(アリペイチャージ手数料)

利用料金	アリペイ利用料金
購入手数料	購入金額の 10%

中国領収書(発票)を必ず取得してサービス事業者へ渡してください。中国領収書(発票)が無い場合は、該当金額の税額に相当する 10%を追加請求いたします。

●基本プラン以外のスマートフォン利用料金

料金項目	料金(海外消費のため不課税)
プラン超過後データ容量(1GByte)	4.50RMB
プラン超過後中国国内通話(分)	0.23RMB
中国国内 SMS(通)	0.15RMB
国際通話(分)	1.51RMB
国際 SMS(通)	1.21RMB

●スマートフォン/WiFi ルーターの延長料金

料金項目	料金(海外消費のため不課税)
スマートフォン/WiFi ルーター	500 円/日

ご帰国後の 1~3 日程度の遅れであれば追加の延長料金はありません。ご返却の大幅な遅れが見込まれる場合はサービス事業者へ連絡をお願いいたします。

●スマートフォン/WiFi ルーター/各備品紛失・全損時の補償料金

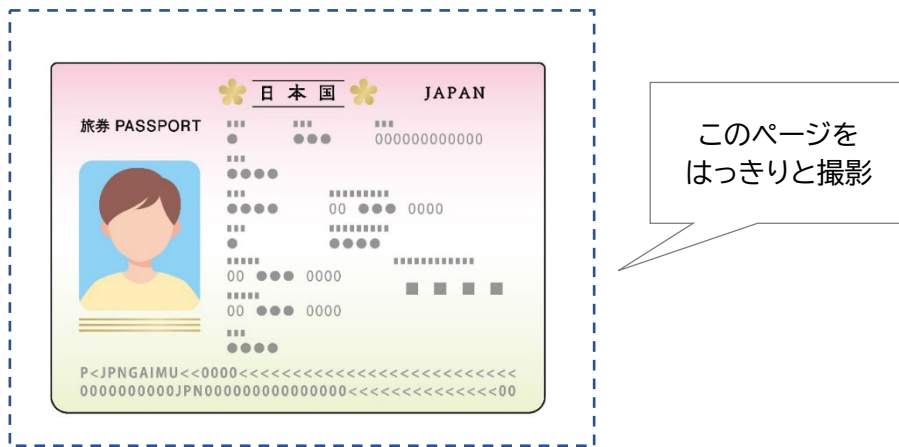
料金項目	料金(税別)
スマートフォン/WiFi ルーター	20,000 円/台
USB ケーブル/USB コンセント/ポーチ等	1,000 円/個

提出いただくパスポートコピー等について

申込書に添付して提出いただくパスポートコピー等は、中国通信会社側のお客様本人認証に利用する大事な証明写真です。パスポートは必ず原本を、ご利用者様の写真は申し込み時点における本人自身を撮影してください。パスポートコピーやご利用者様の写真の不備によるエラーにより番号の発行が遅れる事例があります。十分にご注意いただき提出をお願いします。

●本申込書に添付していただくパスポートコピー

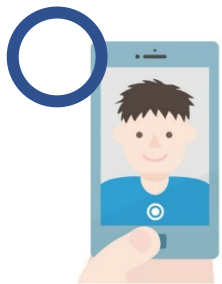
- ・パスポートコピーの画像を再度スマホ等で撮影するのは不可です。
- ・パスポートの写真があるページのみをカラーで撮影してください。
- ・ページが途中で途切れないようにしっかりとページ全体を撮影してください。
- ・文字が全て読み取れるようにしてください。(光の反射に注意してください)



●ご利用者様の写真

- ・申し込み当日に必ずスマホで自撮りをしてください。証明写真等の画像ファイル、または、証明写真等を再度スマホで撮影するのは全て不可です。
(窓口でお客様本人の写真を撮影する代わりにお考え下さい)

※良い例



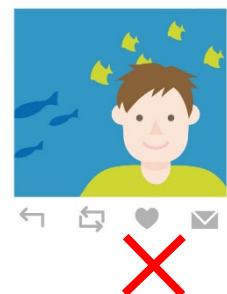
無地の背景を前にして肩から頭部のみを撮影してください。
(横長／縦長のいずれでも大丈夫です)

※悪い例

背景が映っている
帽子をかぶっている
ポーズをとっている



別の写真等の情報が映り込んでいる



「中国スマートフォンレンタル」「中国どこでも WiFi レンタルプラン」利用規約

ジョイテル株式会社（以下「当社」といいます）は、本サービス利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、データ通信機器サービス「中国スマートフォンレンタル」「中国どこでも WiFi レンタルプラン」（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。お客様は、本サービスの申込みおよび利用にあたり本規約をご確認のうえご承諾いただく必要があります。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下の各項に定めるとおりとします。

1. 通信機器等 データ通信機器本体と付属品を含めた貸し出しする全ての機器となります。
2. 申込者 契約申込みをしたお客様および代理人となります。
3. 利用者 実際のサービス利用者となります。
4. 利用料金 申込者が申込みの際に選択したプランのパッケージ料金または通信料、有料付属品にかかるオプション料金、その他の配送料および手数料の合計金額となります。

第2条（契約）

1. 利用申込みは、原則としてインターネットにて受付を行います。申込者が申込み内容を Web もしくはメールにより送信後、当社が申込み受付メールを送付した段階で本件サービスの提供に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。
2. 本規約は、本件サービスの利用者との間の、本件サービスの利用に係る一切の關係に適用されます。
3. 第1項の申込みに対する当社の承諾は、申込者が Web もしくはメールにより申込み内容を送信したことに対して返信した段階で完了となります。ただし、当社は、申込者および利用者が当社との本契約に違反し、または違反するおそれがあるとき、その他当社の業務の遂行上支障があると認めるときは、本件サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。
4. 当社は、利用開始予定日時点での通信機器等の在庫状況により、利用申込みを承諾できない場合があります。
5. 本サービスで貸し出しする通信機器等の機種、台数は、当社が指定するものとなり、貸出直前に当社が決定するものとします。
6. 契約内容（台数・期間等）により、保証金、またはクレジットカード保証枠を申し受ける場合があります。保証金は商品の返却後に利用料金と相殺し精算いたします。申込者または利用者が当社の銀行口座に料金を振込む場合や当社から申込者または利用者の口座に保証金を返金する場合、振込手数料は申込者または利用者の負担となります。
7. 契約期間が1ヵ月を超える場合は、30日ごとに精算をしていただく場合があります。

第3条（利用場所）

利用者は、通信機器等を申込み時に申告をした渡航先国または地域においてのみ使用するものとします。

第4条（利用場所における法令順守）

1. 利用者は、通信機器等の利用について、渡航先国または地域の関係する法律、法規、行政制度を遵守するものとします。
2. 利用者は、通信機器等を利用する渡航先国または地域に特有の法律、法規、行政制度があることを理解するものとします。

第5条（利用期間）

本契約による本件サービスの利用期間（以下「利用期間」といいます）は、利用期間の開始日（以下「利用開始日」といいます）、利用期間の終了日（以下「利用終了日」といいます）を含む1日単位で定める期間とします。

第6条（通信機器等の受渡）

1. 申込者または利用者は、以下のいずれかの方法により当社から通信機器等を受け取るものとします。
 - (1) 申込者指定の場所に利用開始日までに宅配便にて送付する方法。
 - (2) 当社に来社し、直接受け取る方法。
2. 日本国内外の輸送機関の事故（当社が手配した宅配業者の事故を含みます）、第三者による侵害行為、その他不可抗力により通信機器等の配達遅延等が生じた場合、これにより申込者または利用者へ生じた損害について当社は一切その責任を負いません。
3. 申込者または利用者は、当社が別に定める利用申込み期限を過ぎた場合、通信機器等の受渡ができない場合があります。

第7条（通信機器等の返却）

1. 申込者または利用者は、その責により通信機器等を以下のいずれかの方法により当社に返却するものとします。
 - (1) 「申込者または利用者による発送」利用終了日の翌日までに当社が指定する住所宛ての宅配便による発送
 - (2) 「宅配業者による受け取り（当社が認めた国・地域の場合）」利用終了日の翌日までに申込者または利用者が指定する住所・時間での宅配業者による受け取り

- (3)「来社」利用終了日の翌々日までに当社が指定する住所での直接返却
- 第 1 項第 (1) 号の方法による返却に要する宅配便等の代金は当社の負担とします。申込者および利用者は、着払いの宅配便にて返却するものとします。
 - 利用終了日から 5 日以内に通信機器等が当社にて返却がされない場合は、延滞料として 1 台につき 5 日あたり 60RMB (税別) を請求いたします。
 - 利用終了日を起算日とし 10 日後までに通信機器等が当社に返却されない場合、当社は申込者および利用者に対し、通信機器等の買取代金として第 13 条に定める弁償代金と同等の金額を請求するものとし、申込者および利用者はそれを予め承するものとします。ただし、通信機器等の返却があった場合、当該買取代金の請求を取消し、第 3 項の延滞料を加算して再請求するものとします。
 - やむを得ない理由により利用終了日から返却までに日数がかかる場合は、申込者または利用者の申し出により、その期間分の延滞料の免除を承ることが可能です。

第 8 条 (料金等)

- 本サービスの利用料金は、当社ホームページおよび商品パンフレットに記載の料金といたします。
- 第 5 条に定める利用期間の利用開始日から利用終了日までの間、通信の有無に拘らず課金対象期間となります。
- 特別なパッケージ料金またはキャンペーン料金の適用を受けている場合は、当社ホームページおよび商品パンフレットに記載の料金と異なる場合があります。
- 利用される料金プランは、申込者がお申し込み時点で選択したプランにて確定し、オプション (追加容量オプション/データ容量無制限オプション) の追加以外の料金プラン変更は一切お受け出来ません。ただし、渡航日数の延長はサービス利用途中であっても、申込者または利用者の申し出により承ることが可能です。
- 利用料金は予告無しに変更されることがあります。

第 9 条 (本契約の解約)

- 申込者または利用者は、利用開始日の 2 日前 17 時までに当社に通知することにより、本契約を解約することができます。
- 申込み取消しの通知が第 1 項に定める期限後だった場合および申込み取消しの通知なく利用を取りやめた場合、申込者は 1 台あたり 1,600 円 (税別) のキャンセル料を支払うものとします。
- 通信機器発送後に申込者の過失もしくは第三者による事故により受け取りできなかった場合も第 2 項同様にキャンセル扱いとし、申込者は第 2 項と同額のキャンセル料を支払うものとします。
- 通信機器等が当社から申込者が指定する住所へ発送された後にキャンセルした場合、通信機器等届け日の翌日までに当社に発送しなければならないものとします。通信機器等が上記に定める期限の間に発送または返却がされない場合、申込者はキャンセル料に加えて、第 7 条第 3 項に定める延滞料を支払うものとします。
- 当社は、申込者または利用者が次のいずれかに該当する場合は、何らかの通知または催告を要することなく、ただちに本契約を解約することができるものとします。
 - 申込者が第三条に定める申込み時に虚偽の記載をしていたことが判明した場合
 - 申込者の信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - 重大な本利用規約違反の事実があった場合
 - 第 10 条に該当し、通信に著しく負担をかける利用だと当社が判断した場合
 - その他、当社が不適切と判断した場合

第 10 条 (Fair Use Policy : 公正利用政策)

ネットワーク品質の維持および公平な電波利用の観点から、現地通信業者によっては短期間に大量のデータ通信を行う利用者に対して、通信制限を行う場合があります。また特定の利用方法に関しては、現地通信事業者の判断により通信制限を行う場合があります。特に動画の閲覧、ビデオ通話、大容量ファイルのダウンロードおよびアップロード (送受信)、オンラインゲーム等は極力お控えください。なお、通信制限に抵触した場合、インターネットに接続ができなくなる、もしくは極端に通信速度が落ちる状態となり、申込者の利用期間中に通信が復旧しない場合があります。これらの通信制限に抵触した場合、当社は一切その責任を負わないものとし、申込者および利用者は利用料金を支払うものとします。 ※当社が提供する通信速度は国や状況によって異なり、速度を保証するものではありません。

第 11 条 (料金の請求・支払)

1. 本契約の利用料金支払については、以下のオンラインカード決済または請求書払いのいずれかの方法をとるものとします。

(1) オンラインカード決済

お申込み完了後、速やかに決済代行会社を通じて、第九条に定める料金を決済いたします。利用期間終了後に別途定める追加料金、

延滞料、弁償代金が発生した場合は、料金計算のうえ追加決済するものとし、申込者および利用者は予めこれを了承して申込をするものとします。

(2) 請求書払い

法人による利用かつ当社が認めた場合のみ、請求書払いが可能です。第九条に定める料金、別途定める追加料金、延滞料、補償料、受渡手数料、弁償代金等を計算のうえ、申込者および利用者に対し請求をいたします。

2. 請求書に記載した支払期日までに請求額の支払いがなされない場合は、請求額に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、年 14.6%の割合による遅延損害金を申込者または利用者に請求いたします。

第 12 条 (消費税)

1. 本サービスを海外で利用の場合、通信料の消費税は不課税となり、レンタル料、補償料、送料、その他料金は消費税の課税対象となります。
2. 本サービスを日本国内で利用の場合、レンタル料、通信料、補償料、送料、その他料金のすべてが消費税の課税対象となります。
3. 通信機器等が滅失・毀損した場合または盗難にあった場合の弁償代金は、不課税となります。
4. 精算時点で税込利用額に 1 円以下の端数が生じた場合、小数点以下切捨てとします。

第 13 条 (通信機器等の管理および滅失毀損等)

1. 申込者および利用者は、通信機器等を当社指定の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとします。
2. 申込者および利用者は、通信機器等に他の機械または付加物品等を取り付けたり、改造したり、分解または損壊その他通信機器等の機能に支障を与える行為をしてはなりません。
3. 申込者および利用者は、通信機器等を第三者に転貸、譲渡または質入れその他の担保に供する等当社の所有権を侵害する行為をしてはなりません。
4. 申込者および利用者は、通信機器等が滅失・毀損した場合または盗難にあった場合は、ただちにその旨を当社に連絡するものとします。また、如何なる事由があれ、通信機器等を滅失・盗難にあった場合、当社へ連絡するまで、不正に利用した料金は申込者および利用者が支払うものとします。
5. 前項の場合には、申込者および利用者は、その理由が当社の責に帰すべきものである場合を除き、通信機器等の修理代金または再調達代金として、下記金額を当社に支払うものとします。

内容	弁償代 (全て不課税)
全損 (紛失・盗難・水没)	1,000RMB
端末 (傷・部分破損・一部紛失含む)	500RMB
充電用 USB ケーブル	100RMB
端末カバーケース	100RMB

第 14 条 (免責)

1. 通信機器等のレンタル利用期間中においても、電子書籍端末、スマートフォン、タブレットその他の通信端末にて、当社が案内する方法以外の方法で通信ネットワークに接続した場合、ご利用の通信会社から海外データローミング料金等の通信料が請求されることがあります。その場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は一切責任を負いません。
2. 通信機器等の使用に支障をきたした場合、現地から直ちに当社へ連絡するものとし、当社まで連絡しなかった場合、当社は一切の責任を負わず、申込者および利用者は利用料金を支払うものとします。なお申込者または利用者が現地から連絡した場合にかかった通信費用に関しては、その旨のご申告をいただき、かつ当社にて適切であると判断した場合に限り、通信費用を請求金額から控除します。
3. 申告を受けた渡航先国に誤りがあり現地での通信機器等の使用に支障をきたした場合、当社は一切の責任を負わないものとし、申込者および利用者はこれを予め了承するものとします。
4. 通信機器等の利用に何らかの支障があったことにより、申込者または利用者が被った事故または損害等については、当社は故意または重大な過失がある場合を除き申込者および利用者に対し一切の責任を負わないものとします。
5. 当社が提供する通信端末を利用して申込者または利用者所有のパソコンにソフトウェアまたはハードウェアの動作不良等不具合が生じて、当社は一切その責任を負わないものとします。
6. 以下の各号に定める事象に起因する接続不具合が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。
 - (1) 申込者または利用者等の、機器の取扱や使用方法に起因する接続不具合
 - (2) 申込者または利用者保有機器等の仕様、操作、設定、機器の互換性等に起因する接続不具合
 - (3) 通信会社、接続事業者およびアプリケーション提供元等の都合に起因する接続不具合
 - (4) 申込者または利用者等がモバイル通信機器等を使用する際の周囲の地形、建物等の障害物およびレーダー、家電製品等の電波干渉の影響に起因する接続不具合

- (5) 天災地変等の不可抗力に起因する接続不具合
- (6) その他、当社の責に依らない事由に起因する接続不具合

第15条（個人情報の保護に関する方針）

当社は、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を鑑み、申込者および利用者の個人情報を善良なる管理者の注意をもって適切に管理し、サービスの提供（商品・サービスのご案内、アンケート調査の実施等）や料金請求等、当社が定めるプライバシーポリシーに記載する目的のために利用し、これ以外の目的のために使用しないものとします。

なお、プライバシーポリシーには以下の項目が記載されており、利用者は事前にプライバシーポリシーの内容を確認、承認しているものとします。

1. 取組方針について
2. 個人情報の利用目的について
3. 個人情報の適正な取得について
4. 個人情報の第三者提供について
5. 安全管理措置について
6. 開示請求等手続について
7. プライバシーポリシーの変更について
8. お問い合わせについて

第16条（責任限定）

1. 当社の責に帰すべき事由により申込者または利用者に損害を与えた場合、申込者または利用者に対する損害賠償は当社の故意または重大な過失がある場合を除き当社のサービス利用料の範囲内で行うものとし、代替の通信手段の担保、当該代替通信手段の費用負担、逸失利益等の特別な損害、およびその他損害の賠償は、一切行わないものとします。

2. 本サービスにおけるモバイル通信機器等の接続不具合にかかる責任範囲は、当社が提供するモバイル通信機器等の故障に起因する不具合に限るものとします。なお故障の判断は、当社が機器検証後故障と判断をした場合のみとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらに類する反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます）との関係を遮断しており、本件サービスの利用および申込みをお断りしております。このため、申込者および利用者は反社会的勢力等でないことを表明および確約したうえで本件サービスを利用できるものとします。

2. 申込者および利用者が反社会的勢力等であると当社が判断した場合は、当社は、申込者または利用者に対する何ら通知または催告を要することなく直ちに本件サービスの利用および申込みの全部または一部を解除することができるものとします。

3. 申込者および利用者が反社会的勢力等であることが判明した場合、当社および当社と関係のある取引先等が当社サービスの利用および申込みの全部または一部を解除により発生した損害について、申込者および利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第18条（本利用規約の変更）

本利用規約および本件サービスの利用料金は、予告なく変更することがあります。

第19条（合意管轄裁判所）

本契約に関する準拠法は日本法とし、日本法に基づき解釈されるものとします。なお、本契約に関する紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条

本件サービスに基づき当社がお貸し出しを行う通信機器等が使用可能な国、地域、その他通信機器等の利用に関して本規約に定めのない事項については、当社が別に定めるものとします。

(2020年8月1日制定)

(2021年12月27日改定)

(2023年6月15日改定)

以上

中国前払式支払手段「中国どこでもペイ」役務提供規約

ジョイテル株式会社とサービス契約者は、本規約の内容に従い、サポート事業者において中国前払式支払手段の発行サポートその他の役務提供を受けることができますものとします。サービス契約者は、本規約の全ての条項を確認し、これらに同意して役務提供を受けるものとします。

第1条（用語の定義）

この契約書における主な用語の定義は、次に定めるとおりとします。

1. 「当社」とは、ジョイテル株式会社をいいます。
2. 「サービス契約者」とは、当社が提供するスマートフォンのレンタル利用契約を締結し、当社が販売する注作品を購入する会社もしくは個人をいいます。
3. 「サポート事業者」とは、当社との契約に基づき、サービス契約者に対して中国国内のサポートを実施する会社をいいます。
4. 「中国前払式支払手段」とは、中国の前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段をいいます。中国においてのみ利用可能です。
5. 「本件業務」とは、第2条において定める役務の提供をいいます。

第2条（本件業務の内容）

1. サービス契約者は、サポート事業者から、以下の役務提供を受けることができますものとします。ただし、サービス契約者は、中国国内に入国した後でなければ本件業務の提供を受けることはできないものとします。
 - (1) サポート事業者が中国国内において提供する操作・設定代行等のサービス
 - (2) 中国国内において利用可能な交通プリペイドカード、コンビニエンスストアその他の店舗で利用可能な商品プリペイドカードの購入代行
 - (3) 中国国内において利用可能な中国前払式支払手段の購入代行
2. 本件業務(3)の履行は、中国前払式支払手段のアカウント残高の送付によって行うものとします。
3. サポート事業者は、本件業務の履行後3営業日以内にサービス契約者から何らの通知も受領しないときは、本件業務の履行が完了したものとみなすことができ、サービス契約者はこれに異議を述べるることができないことに予め同意するものとします。

第3条（本件業務の対価及び精算）

1. 本件業務の履行の対価は、当社又はサポート事業者に対し、仕入れ先への売買代金の支払いその他の実費（以下「実費等」といいます）を支払う方法により行うものとします。
2. 本件業務に関する対価（手数料）は、本件商品の仕入れ代金の10%（消費税込）とします。

第4条（本件商品に関する保証）

当社は交通プリペイドカード、商品プリペイドカード、中国前払式支払手段のサービス提供元会社の具体的なサービス内容については保証を行わないものとします。

第5条（サービスポイントの発行）

1. 当社は、サービス契約者が本件業務に対する支払いのために用いることのできるポイント（以下「サービスポイント」といいます。）を発行いたします。
2. サービスポイントは、利用IDが記載された紙製のカードをお客様に発行する方法で発行いたします。なお、当社からサービスポイントの発行に対して直接領収書を発行することはありません。
3. サービス契約者は、1ポイント1円の価格でサービスポイントを購入することができます。なお、サービス契約者が保有できる未使用のサービスポイントの保有上限は5万円とします。
4. 会員は、当社又は当社が提携する下記の店舗にて、1ポイント1円としてサービスポイントを利用することができます。なお、サービスポイントの利用に対し、釣銭のお支払いはいたしません。
5. サービスポイントは、当社又はサポート事業者に対し本件業務の対価を支払う目的に限り利用することができます。
6. サービス契約者は、サービスポイントを第三者に貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできません。
7. サービスポイントの有効期限は、発行の日（サービス契約者が購入した日）から起算して180日目までとします。有効期限を過ぎた未消費のサービスポイントは全て失効し、サービス契約者は方法の如何を問わず、有効期限を過ぎたサービスポイントを利用することができません。
8. 当社は、いかなる場合であっても、サービスポイントを現金その他の有価物に交換しません。ただし、当社がサービスを廃止する場合その他法令上定めのある場合は、法令の定めに従って返金措置を取ることがあります。その場合は当社が定める手数料相当

額を差し引くものとします。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. サービス契約者及び当社は、それぞれ、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

（5）その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. サービス契約者及び当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. サービス契約者又は当社が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、解除の相手方に損害が生じても解除を行った者はこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除を行った者に損害が生じたときは、解除の相手方はその損害を賠償するものとします。

第7条（準拠法）

サービス契約者及び当社は、本契約に関連するサービス契約者当社間の法律関係については、日本法を準拠法とすることに合意するものとします。

第8条（管轄合意）

サービス契約者及び当社は、本契約に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることを合意します。

第9条（信義誠実の原則）

その他、本契約に定めなき事項に関しては、サービス契約者及び当社が互いに信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議するものとします。

（2024年5月1日制定）

以上